

協議第25号

## 都市建設関係事業について

都市建設関係事業について、次のとおり提案する。

平成17年1月12日提出

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会  
会長 中村 功一

記

都市建設関係事業については、別紙のとおりとする。

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

協定項目番号	15 - 6	協定項目名	都市建設関係																																																																												
調整方針	建設及び都市計画については、東近江市の制度及び方針に統一する。 ただし、別に調整が必要な事業については、各項目で別に定めるとおりとする。																																																																														
1 市 2 町 の 現 況																																																																															
項目	東近江市 (現況及び方針)	能登川町	蒲生町																																																																												
1.建設	道路河川整備事業																																																																														
	<p>道路河川整備事業については、継続中のものを引き継ぐこととし、新規事業は東近江市において計画的に整備、推進する。 なお、市道以外の生活道路等整備については、地元要望を踏まえ自治会と市が事業費を負担して実施する。</p> <p>(市道整備) 安心して安全なまちづくり推進のための基幹的な道路や市民生活に密着した生活道路の整備</p> <p>整備状況 H16.4.1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路種別</th> <th>実延長 (m)</th> <th>改良済延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>90,958</td> <td>69,294</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>79,183</td> <td>55,724</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>377,287</td> <td>169,493</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>547,428</td> <td>294,511</td> </tr> <tr> <td>整備率</td> <td colspan="2">53.80%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(河川整備) 地域住民の人命、財産を守るため河川整備及び川づくりの推進</p> <p>市道以外の生活道路等整備における地元負担金及び補助制度については、次のとおりとする。</p> <p>地元負担</p> <p>・事業費が150万円を超える場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>地元負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・事業費が150万円以下の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>補助制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自治会</td> <td>新たに設ける</td> </tr> </tbody> </table>	道路種別	実延長 (m)	改良済延長(m)	1級	90,958	69,294	2級	79,183	55,724	その他	377,287	169,493	合計	547,428	294,511	整備率	53.80%		実施主体	地元負担割合	市	25%	実施主体	補助制度	自治会	新たに設ける	<p>(町道整備) 同 左</p> <p>整備状況 H16.4.1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路種別</th> <th>実延長 (m)</th> <th>改良済延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>10,232</td> <td>5,980</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>16,041</td> <td>9,186</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>93,191</td> <td>31,592</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>119,464</td> <td>46,758</td> </tr> <tr> <td>整備率</td> <td colspan="2">39.14%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(河川整備) 同 左</p> <p>(町道以外の生活道路等整備) 大字区の要望に基づき実施</p> <p>地元負担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>地元負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路改良工事</td> <td rowspan="4">} 0%</td> </tr> <tr> <td>側溝整備工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>河川改良工事</td> </tr> </tbody> </table>	道路種別	実延長 (m)	改良済延長(m)	1級	10,232	5,980	2級	16,041	9,186	その他	93,191	31,592	合計	119,464	46,758	整備率	39.14%		区 分	地元負担割合	道路改良工事	} 0%	側溝整備工事	舗装工事	河川改良工事	<p>(町道整備) 同 左</p> <p>整備状況 H16.4.1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路種別</th> <th>実延長 (m)</th> <th>改良済延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>11,741</td> <td>11,741</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>15,625</td> <td>15,001</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>121,100</td> <td>87,841</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>148,466</td> <td>114,583</td> </tr> <tr> <td>整備率</td> <td colspan="2">77.18%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(河川整備) 同 左</p> <p>(町道以外の生活道路等整備) 大字区が実施 ただし、補助金制度あり。</p> <p>補助制度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路改良工事</td> <td rowspan="4">} 査定工事より 200,000円を控 除した金額に対 し4割以内</td> </tr> <tr> <td>側溝整備工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>河川改良工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>査定工事・・・用地費と補償費を除く工事費</p>	道路種別	実延長 (m)	改良済延長(m)	1級	11,741	11,741	2級	15,625	15,001	その他	121,100	87,841	合計	148,466	114,583	整備率	77.18%		補助対象	補助率	道路改良工事	} 査定工事より 200,000円を控 除した金額に対 し4割以内	側溝整備工事	舗装工事	河川改良工事
道路種別	実延長 (m)	改良済延長(m)																																																																													
1級	90,958	69,294																																																																													
2級	79,183	55,724																																																																													
その他	377,287	169,493																																																																													
合計	547,428	294,511																																																																													
整備率	53.80%																																																																														
実施主体	地元負担割合																																																																														
市	25%																																																																														
実施主体	補助制度																																																																														
自治会	新たに設ける																																																																														
道路種別	実延長 (m)	改良済延長(m)																																																																													
1級	10,232	5,980																																																																													
2級	16,041	9,186																																																																													
その他	93,191	31,592																																																																													
合計	119,464	46,758																																																																													
整備率	39.14%																																																																														
区 分	地元負担割合																																																																														
道路改良工事	} 0%																																																																														
側溝整備工事																																																																															
舗装工事																																																																															
河川改良工事																																																																															
道路種別	実延長 (m)	改良済延長(m)																																																																													
1級	11,741	11,741																																																																													
2級	15,625	15,001																																																																													
その他	121,100	87,841																																																																													
合計	148,466	114,583																																																																													
整備率	77.18%																																																																														
補助対象	補助率																																																																														
道路改良工事	} 査定工事より 200,000円を控 除した金額に対 し4割以内																																																																														
側溝整備工事																																																																															
舗装工事																																																																															
河川改良工事																																																																															

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

協定項目番号	15 - 6		協定項目名	都市建設関係																																														
1 市 2 町の 現 況																																																		
項 目	東近江市(現況及び方針)		能登川町		蒲生町																																													
道路の維持管理	<p>道路の維持管理については、基本的に現行のとおり引き継ぐ。</p> <p>(市道) 道路の維持管理及び街路樹等の維持管理については、下記の方法で実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直営</li> <li>・事業団に委託</li> <li>・シルバー人材センターに委託</li> <li>・業者に発注</li> </ul> <p>市道以外の生活道路等補修については、自治会主体を原則とし、旧八日市市の例により道路維持補修材を申請により支給する。</p> <p>旧八日市市の状況 (市道以外の生活道路等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内道路維持補修資材を自治会の申請により支給</li> <li>・アスファルト合材 25袋/年</li> <li>・山砂、碎石、砂利 4tトラック3台分/年</li> <li>・土嚢袋 50枚/年</li> <li>・生コンクリート 3m<sup>3</sup>/年</li> </ul>		<p>(町道) ・道路の簡易修繕は直営で行い、その他の修繕は年間を通して業者に発注</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路緑地帯等の除草作業はシルバー人材センターに委託</li> <li>・駅自由通路は民間へ管理委託</li> <li>・駅周辺広場・道路はシルバー人材センターへ管理委託</li> </ul> <p>(町道以外の生活道路等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路(舗装)維持管理合材を自治会の申請により支給</li> <li>アスファルト合材 150袋/年</li> </ul>		<p>(町道) ・道路の簡易修繕は直営で行い、その他修繕は年間通じて業者に発注</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路緑地帯の除草作業は、あかね工業会に委託</li> </ul> <p>(町道以外の生活道路等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路維持補修資材を集落の申請により支給</li> <li>アスファルト合材 112袋/年</li> </ul>																																													
道路認定基準及び再編	<p>道路認定基準及び再編は、東近江市において定める。ただし、旧市町における既認定路線は、現行のとおり引き継ぐ。</p> <p>市道の再編については、東近江市において調整する。また開発等による寄付道路等の認定基準についても東近江市において策定する。</p> <p>認定路線数・実延長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路種別</th> <th>路線数</th> <th>実延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>55</td> <td>90,958</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>62</td> <td>79,183</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>681</td> <td>377,287</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>798</td> <td>547,428</td> </tr> </tbody> </table>		道路種別	路線数	実延長(m)	1級	55	90,958	2級	62	79,183	その他	681	377,287	合計	798	547,428	<p>認定路線数・実延長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路種別</th> <th>路線数</th> <th>実延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>8</td> <td>10,232</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>12</td> <td>16,041</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>326</td> <td>93,191</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>346</td> <td>119,464</td> </tr> </tbody> </table>		道路種別	路線数	実延長(m)	1級	8	10,232	2級	12	16,041	その他	326	93,191	合計	346	119,464	<p>認定路線数・実延長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路種別</th> <th>路線数</th> <th>実延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>8</td> <td>11,741</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>15</td> <td>15,625</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>233</td> <td>121,100</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>256</td> <td>148,466</td> </tr> </tbody> </table>	道路種別	路線数	実延長(m)	1級	8	11,741	2級	15	15,625	その他	233	121,100	合計	256	148,466
道路種別	路線数	実延長(m)																																																
1級	55	90,958																																																
2級	62	79,183																																																
その他	681	377,287																																																
合計	798	547,428																																																
道路種別	路線数	実延長(m)																																																
1級	8	10,232																																																
2級	12	16,041																																																
その他	326	93,191																																																
合計	346	119,464																																																
道路種別	路線数	実延長(m)																																																
1級	8	11,741																																																
2級	15	15,625																																																
その他	233	121,100																																																
合計	256	148,466																																																

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

協定項目番号	15 - 6	協定項目名	都市建設関係	
1 市 2 町の 現 況				
項 目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町	
雪寒対策	<p>雪寒対策については、合併時は、現行のとおり引き継ぎ、東近江市において新たな雪寒対策計画を策定する。</p> <p>除雪については、基本的に建設業者等に委託する。既存の除雪機については支所管理とし、適時対応する。</p> <p>(対策期間) 12月1日～翌年3月20日</p> <p>(除雪配備体制等)                      配備体制 道路河川課職員                      支所の産業建設課職員                      待機 風雪注意報又は大雪注意報発令時                      除雪作業基準 ・10cm以上の積雪時                      ・20cm以上二次除雪                      除雪路線 ・積雪10cm以上                      171路線 175.6km                      ・積雪20cm以上                      28路線 17.6km                      除雪方法 直営及び委託</p>	<p>年次毎に策定する能登川町雪寒対策実施計画により実施する。</p> <p>(対策期間) 同 左</p> <p>(除雪配備体制等)                      配備体制 土木建設課職員                      農林水産課職員                      待機 同 左                      除雪作業基準 ・10cm以上の積雪時                      除雪路線 ・積雪10cm以上                      32路線 44km                      除雪方法 直営及び委託</p>	<p>年次毎に策定する蒲生町雪寒対策計画により実施する。</p> <p>(対策期間) 同 左</p> <p>(除雪配備体制等)                      配備体制 課長職6名                      待機 同 左                      除雪作業基準 ・10cm以上の積雪時緊急確保                      ・20cm以上二次除雪                      除雪路線 ・積雪10cm以上                      19路線28.4km                      除雪方法 直営及び委託</p>	
公営住宅	<p>公営住宅については、公営住宅ストック総合活用計画を東近江市において策定し、計画的に建て替え、改善等を実施する。                      ただし、東近江市の計画策定までの間は、旧市町の計画を引き継ぐ。</p>	<p>能登川町公営住宅ストック総合活用計画                      (平成15年2月策定)</p>	<p>蒲生町公営住宅ストック総合活用計画                      (平成14年3月策定)</p>	<p>【説明】                      公営住宅ストック総合活用計画                      既設公営住宅の有効活用を図るため、10年間に期間として、建て替え、改善等の各種整備内容及び修繕を含む適切な維持管理について定める。</p>

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

No.4

協定項目番号	15 - 6	協定項目名	都市建設関係																																																																											
1 市 2 町の 現 況																																																																														
項 目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町																																																																											
家賃	<p>公営住宅の家賃については、公営住宅法に基づき、東近江市において決定する。</p> <p>公営住宅の家賃については、合併時は現行のとおりとし、平成17年度から統一した家賃算出方法により決定する。ただし、合併前の入居者の家賃が著しく増額とならないよう、5年間の負担調整を設ける。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>戸数</th> <th>団地名</th> <th>戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>建部日吉</td><td>16</td><td>松原(2階)</td><td>10</td></tr> <tr><td>今堀</td><td>94</td><td>松原(4階)</td><td>24</td></tr> <tr><td>大森</td><td>33</td><td>築瀬</td><td>24</td></tr> <tr><td>新宮</td><td>8</td><td>駒塚</td><td>6</td></tr> <tr><td>野口第2</td><td>8</td><td>金堂(1~8)</td><td>8</td></tr> <tr><td>御園</td><td>4</td><td>金堂(9~16)</td><td>8</td></tr> <tr><td>平田駅前</td><td>12</td><td>大林</td><td>24</td></tr> <tr><td>清水</td><td>16</td><td>三友</td><td>8</td></tr> <tr><td>新大森</td><td>75</td><td>大宮</td><td>12</td></tr> <tr><td>藤</td><td>10</td><td>ゆたか</td><td>12</td></tr> <tr><td>あかね</td><td>18</td><td>合計</td><td>560</td></tr> <tr><td>御園東</td><td>8</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>高屋</td><td>8</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ひばり丘</td><td>114</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(平成16年4月1日現在)</p>	団地名	戸数	団地名	戸数	建部日吉	16	松原(2階)	10	今堀	94	松原(4階)	24	大森	33	築瀬	24	新宮	8	駒塚	6	野口第2	8	金堂(1~8)	8	御園	4	金堂(9~16)	8	平田駅前	12	大林	24	清水	16	三友	8	新大森	75	大宮	12	藤	10	ゆたか	12	あかね	18	合計	560	御園東	8			高屋	8			ひばり丘	114			<table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>神郷</td><td>60</td></tr> <tr><td>今</td><td>20</td></tr> <tr><td>合計</td><td>80</td></tr> </tbody> </table> <p>(平成16年4月1日現在)</p>	団地名	戸数	神郷	60	今	20	合計	80	<table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>赤坂</td><td>57</td></tr> <tr><td>合計</td><td>57</td></tr> </tbody> </table> <p>(平成16年4月1日現在)</p>	団地名	戸数	赤坂	57	合計	57	<p>【調整内容】 家賃については、合併時に調整する。ただし、合併前の入居者の家賃が著しく上昇する事のないように検討する。</p>
団地名	戸数	団地名	戸数																																																																											
建部日吉	16	松原(2階)	10																																																																											
今堀	94	松原(4階)	24																																																																											
大森	33	築瀬	24																																																																											
新宮	8	駒塚	6																																																																											
野口第2	8	金堂(1~8)	8																																																																											
御園	4	金堂(9~16)	8																																																																											
平田駅前	12	大林	24																																																																											
清水	16	三友	8																																																																											
新大森	75	大宮	12																																																																											
藤	10	ゆたか	12																																																																											
あかね	18	合計	560																																																																											
御園東	8																																																																													
高屋	8																																																																													
ひばり丘	114																																																																													
団地名	戸数																																																																													
神郷	60																																																																													
今	20																																																																													
合計	80																																																																													
団地名	戸数																																																																													
赤坂	57																																																																													
合計	57																																																																													
入居申込資格	<p>公営住宅の入居申込資格については、合併時から次のとおりとする。</p> <p>市内に住所又は勤務場所を有していること。</p> <p>市町村税及び国民健康保険料を完納していること。</p> <p>現に同居し、又は同居しようとする親族があること。</p> <p>入居予定者全員の収入月額が、200,000円以下であること。</p> <p>現に住宅に困窮していること。</p>	<p>能登川町内に3ヶ月以上住所又は勤務場所を有していること。</p> <p>市町村税を完納していること。</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p>	<p>蒲生町内に住所又は勤務場所を有していること。</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p>																																																																											

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

No.5

協定項目番号	15 - 6		協定項目名	都市建設関係	
	1 市	2 町の現況			
項目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町		
建築基準法等関係事務					
	<p>建築基準法等関係事務については、東近江市において実施する。</p> <p>(特定行政庁) 平成14年4月1日指定</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築確認申請等の審査及び検査</li> <li>・建築確認申請に付随する浄化槽の審査及び検査</li> <li>・住宅金融公庫融資物件の審査及び検査</li> <li>・高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律に関する事務</li> <li>・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の対象工事の届出書審査受理事務</li> <li>・建築物の防災指導に関する事務</li> <li>・建築相談及び指導に関する事務</li> </ul>	<p>(特定行政庁)</p> <p>-</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築確認申請の受付・経由事務 審査・検査・指導等は県が実施 〔東近江地域振興局管内〕</li> </ul>	<p>(特定行政庁)</p> <p>-</p> <p>(主な内容)</p> <p>同左</p>	<p>【説明】 特定行政庁 建築基準法第2条第36号 建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。(以下略)</p>	

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

協定項目番号	15 - 6	協定項目名	都市建設関係																																																																																																														
1 市 2 町の 現 況																																																																																																																	
項 目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町																																																																																																														
2. 都市計画																																																																																																																	
都市計画区域	<p>都市計画区域は、現行の区域を引き継ぐものとする。</p> <p>現行の都市計画区域は引き継ぐ。ただし、区域の見直しについては、東近江市において検討する。</p> <p>近江八幡八日市都市計画区域 湖東都市計画区域</p> <table border="1"> <tr><td>都計区域</td><td>11,050.0 ha</td></tr> <tr><td>市街化区域</td><td>965.6 ha</td></tr> <tr><td>調整区域</td><td>5,922.4 ha</td></tr> <tr><td>非線引</td><td>4,162.0 ha</td></tr> </table> <table border="1"> <thead> <tr><th colspan="2">用途地域</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1種低層住居専用地域</td><td>19.9 ha</td></tr> <tr><td>第2種低層住居専用地域</td><td>- ha</td></tr> <tr><td>第1種中高層住居専用地域</td><td>218.8 ha</td></tr> <tr><td>第2種中高層住居専用地域</td><td>95.5 ha</td></tr> <tr><td>第1種住居地域</td><td>183.4 ha</td></tr> <tr><td>第2種住居地域</td><td>17.3 ha</td></tr> <tr><td>準住居地域</td><td>14.8 ha</td></tr> <tr><td>近隣商業地域</td><td>80.6 ha</td></tr> <tr><td>商業地域</td><td>26.8 ha</td></tr> <tr><td>準工業地域</td><td>87.2 ha</td></tr> <tr><td>工業地域</td><td>172.5 ha</td></tr> <tr><td>工業専用地域</td><td>48.8 ha</td></tr> <tr><td>計</td><td>965.6 ha</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tr><td>伝統的建造物群保存地区</td><td>32.2 ha</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>風致地区</td><td>412.5 ha</td></tr> </table>	都計区域	11,050.0 ha	市街化区域	965.6 ha	調整区域	5,922.4 ha	非線引	4,162.0 ha	用途地域		第1種低層住居専用地域	19.9 ha	第2種低層住居専用地域	- ha	第1種中高層住居専用地域	218.8 ha	第2種中高層住居専用地域	95.5 ha	第1種住居地域	183.4 ha	第2種住居地域	17.3 ha	準住居地域	14.8 ha	近隣商業地域	80.6 ha	商業地域	26.8 ha	準工業地域	87.2 ha	工業地域	172.5 ha	工業専用地域	48.8 ha	計	965.6 ha	伝統的建造物群保存地区	32.2 ha	風致地区	412.5 ha	<p>近江八幡八日市都市計画区域</p> <table border="1"> <tr><td>都計区域(全域)</td><td>3,112.0 ha</td></tr> <tr><td>市街化区域</td><td>301.1 ha</td></tr> <tr><td>調整区域</td><td>2,810.9 ha</td></tr> </table> <table border="1"> <thead> <tr><th colspan="2">用途地域</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1種低層住居専用地域</td><td>44.6 ha</td></tr> <tr><td>第2種低層住居専用地域</td><td>- ha</td></tr> <tr><td>第1種中高層住居専用地域</td><td>51.2 ha</td></tr> <tr><td>第2種中高層住居専用地域</td><td>- ha</td></tr> <tr><td>第1種住居地域</td><td>100.0 ha</td></tr> <tr><td>第2種住居地域</td><td>- ha</td></tr> <tr><td>準住居地域</td><td>- ha</td></tr> <tr><td>近隣商業地域</td><td>12.6 ha</td></tr> <tr><td>商業地域</td><td>15.3 ha</td></tr> <tr><td>準工業地域</td><td>17.6 ha</td></tr> <tr><td>工業地域</td><td>52.0 ha</td></tr> <tr><td>工業専用地域</td><td>7.8 ha</td></tr> <tr><td>計</td><td>301.1 ha</td></tr> </tbody> </table>	都計区域(全域)	3,112.0 ha	市街化区域	301.1 ha	調整区域	2,810.9 ha	用途地域		第1種低層住居専用地域	44.6 ha	第2種低層住居専用地域	- ha	第1種中高層住居専用地域	51.2 ha	第2種中高層住居専用地域	- ha	第1種住居地域	100.0 ha	第2種住居地域	- ha	準住居地域	- ha	近隣商業地域	12.6 ha	商業地域	15.3 ha	準工業地域	17.6 ha	工業地域	52.0 ha	工業専用地域	7.8 ha	計	301.1 ha	<p>近江八幡八日市都市計画区域</p> <table border="1"> <tr><td>都計区域(全域)</td><td>3,464.0 ha</td></tr> <tr><td>市街化区域</td><td>197.6 ha</td></tr> <tr><td>調整区域</td><td>3,266.4 ha</td></tr> </table> <table border="1"> <thead> <tr><th colspan="2">用途地域</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1種低層住居専用地域</td><td>- ha</td></tr> <tr><td>第2種低層住居専用地域</td><td>- ha</td></tr> <tr><td>第1種中高層住居専用地域</td><td>6.4 ha</td></tr> <tr><td>第2種中高層住居専用地域</td><td>- ha</td></tr> <tr><td>第1種住居地域</td><td>42.4 ha</td></tr> <tr><td>第2種住居地域</td><td>- ha</td></tr> <tr><td>準住居地域</td><td>- ha</td></tr> <tr><td>近隣商業地域</td><td>8.1 ha</td></tr> <tr><td>商業地域</td><td>2.5 ha</td></tr> <tr><td>準工業地域</td><td>- ha</td></tr> <tr><td>工業地域</td><td>- ha</td></tr> <tr><td>工業専用地域</td><td>138.2 ha</td></tr> <tr><td>計</td><td>197.6 ha</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tr><td>風致地区</td><td>48.0 ha</td></tr> </table>	都計区域(全域)	3,464.0 ha	市街化区域	197.6 ha	調整区域	3,266.4 ha	用途地域		第1種低層住居専用地域	- ha	第2種低層住居専用地域	- ha	第1種中高層住居専用地域	6.4 ha	第2種中高層住居専用地域	- ha	第1種住居地域	42.4 ha	第2種住居地域	- ha	準住居地域	- ha	近隣商業地域	8.1 ha	商業地域	2.5 ha	準工業地域	- ha	工業地域	- ha	工業専用地域	138.2 ha	計	197.6 ha	風致地区	48.0 ha
都計区域	11,050.0 ha																																																																																																																
市街化区域	965.6 ha																																																																																																																
調整区域	5,922.4 ha																																																																																																																
非線引	4,162.0 ha																																																																																																																
用途地域																																																																																																																	
第1種低層住居専用地域	19.9 ha																																																																																																																
第2種低層住居専用地域	- ha																																																																																																																
第1種中高層住居専用地域	218.8 ha																																																																																																																
第2種中高層住居専用地域	95.5 ha																																																																																																																
第1種住居地域	183.4 ha																																																																																																																
第2種住居地域	17.3 ha																																																																																																																
準住居地域	14.8 ha																																																																																																																
近隣商業地域	80.6 ha																																																																																																																
商業地域	26.8 ha																																																																																																																
準工業地域	87.2 ha																																																																																																																
工業地域	172.5 ha																																																																																																																
工業専用地域	48.8 ha																																																																																																																
計	965.6 ha																																																																																																																
伝統的建造物群保存地区	32.2 ha																																																																																																																
風致地区	412.5 ha																																																																																																																
都計区域(全域)	3,112.0 ha																																																																																																																
市街化区域	301.1 ha																																																																																																																
調整区域	2,810.9 ha																																																																																																																
用途地域																																																																																																																	
第1種低層住居専用地域	44.6 ha																																																																																																																
第2種低層住居専用地域	- ha																																																																																																																
第1種中高層住居専用地域	51.2 ha																																																																																																																
第2種中高層住居専用地域	- ha																																																																																																																
第1種住居地域	100.0 ha																																																																																																																
第2種住居地域	- ha																																																																																																																
準住居地域	- ha																																																																																																																
近隣商業地域	12.6 ha																																																																																																																
商業地域	15.3 ha																																																																																																																
準工業地域	17.6 ha																																																																																																																
工業地域	52.0 ha																																																																																																																
工業専用地域	7.8 ha																																																																																																																
計	301.1 ha																																																																																																																
都計区域(全域)	3,464.0 ha																																																																																																																
市街化区域	197.6 ha																																																																																																																
調整区域	3,266.4 ha																																																																																																																
用途地域																																																																																																																	
第1種低層住居専用地域	- ha																																																																																																																
第2種低層住居専用地域	- ha																																																																																																																
第1種中高層住居専用地域	6.4 ha																																																																																																																
第2種中高層住居専用地域	- ha																																																																																																																
第1種住居地域	42.4 ha																																																																																																																
第2種住居地域	- ha																																																																																																																
準住居地域	- ha																																																																																																																
近隣商業地域	8.1 ha																																																																																																																
商業地域	2.5 ha																																																																																																																
準工業地域	- ha																																																																																																																
工業地域	- ha																																																																																																																
工業専用地域	138.2 ha																																																																																																																
計	197.6 ha																																																																																																																
風致地区	48.0 ha																																																																																																																

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

協定項目番号	15 - 6	協定項目名	都市建設関係																																																																																				
1 市 2 町 の 現 況																																																																																							
項 目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町																																																																																				
都市計画マスタープラン	都市計画マスタープランは、東近江市において策定する。	能登川町都市計画マスタープラン 平成9年3月 策定	蒲生町都市計画マスタープラン 平成15年11月 変更																																																																																				
都市計画審議会	都市計画審議会は、都市計画法に基づき設置する。  都市計画審議会の委員は16人以内とし、任期は4年とする。  <table border="1"> <tr><td>委員数</td><td>16人以内</td></tr> <tr><td>学識経験者</td><td>8人以内</td></tr> <tr><td>市議会議員</td><td>4人以内</td></tr> <tr><td>関係行政機関の職員</td><td>1人以内</td></tr> <tr><td>市民</td><td>3人以内</td></tr> <tr><td>任 期</td><td>4年</td></tr> </table>	委員数	16人以内	学識経験者	8人以内	市議会議員	4人以内	関係行政機関の職員	1人以内	市民	3人以内	任 期	4年	<table border="1"> <tr><td>委員数</td><td>10人</td></tr> <tr><td>学識経験者</td><td>6人</td></tr> <tr><td>町議会議員</td><td>4人</td></tr> <tr><td>任 期</td><td>2年</td></tr> </table>	委員数	10人	学識経験者	6人	町議会議員	4人	任 期	2年	<table border="1"> <tr><td>委員数</td><td>8人</td></tr> <tr><td>学識経験者</td><td>2人</td></tr> <tr><td>町議会議員</td><td>2人</td></tr> <tr><td>住民代表</td><td>4人</td></tr> <tr><td>任 期</td><td>4年</td></tr> </table>	委員数	8人	学識経験者	2人	町議会議員	2人	住民代表	4人	任 期	4年																																																						
委員数	16人以内																																																																																						
学識経験者	8人以内																																																																																						
市議会議員	4人以内																																																																																						
関係行政機関の職員	1人以内																																																																																						
市民	3人以内																																																																																						
任 期	4年																																																																																						
委員数	10人																																																																																						
学識経験者	6人																																																																																						
町議会議員	4人																																																																																						
任 期	2年																																																																																						
委員数	8人																																																																																						
学識経験者	2人																																																																																						
町議会議員	2人																																																																																						
住民代表	4人																																																																																						
任 期	4年																																																																																						
地籍調査	地籍調査は、東近江市において事業推進計画を定め各自治会や住民等の要望を勘案し実施する。  旧愛東町において実施 <table border="1"> <tr><th colspan="3">地籍調査実施状況</th></tr> <tr><th>実施地区</th><th>着手年度</th><th>完了年度</th></tr> <tr><td>曾根地区</td><td>S59</td><td>H06</td></tr> <tr><td>平尾地区</td><td>S60</td><td></td></tr> <tr><td>大萩地区</td><td>S61</td><td>H01</td></tr> <tr><td>園地区</td><td>S62</td><td>H08</td></tr> <tr><td>北坂地区</td><td>H02</td><td>H16</td></tr> <tr><td>上岸本地区</td><td>H07</td><td>H11</td></tr> <tr><td>市ヶ原地区</td><td>H12</td><td>H14</td></tr> <tr><td>上山地区</td><td>H16</td><td>H20予定</td></tr> </table>	地籍調査実施状況			実施地区	着手年度	完了年度	曾根地区	S59	H06	平尾地区	S60		大萩地区	S61	H01	園地区	S62	H08	北坂地区	H02	H16	上岸本地区	H07	H11	市ヶ原地区	H12	H14	上山地区	H16	H20予定	<table border="1"> <tr><th colspan="3">地籍調査実施状況</th></tr> <tr><th>実施地区</th><th>着手年度</th><th>完了年度</th></tr> <tr><td>乙女浜</td><td>S62</td><td>H1</td></tr> <tr><td>山路</td><td>H4</td><td>H6</td></tr> <tr><td>栗見出在家</td><td>H7</td><td>H8</td></tr> <tr><td>栗見新田</td><td>H9</td><td>H11</td></tr> <tr><td>栗見新田</td><td>H10</td><td>H12</td></tr> <tr><td>川南</td><td>H12</td><td>H14</td></tr> <tr><td>阿弥陀堂</td><td>H14</td><td>H16予定</td></tr> <tr><td>阿弥陀堂</td><td>H15</td><td>H17予定</td></tr> </table> <p>進捗率 34.5%</p>	地籍調査実施状況			実施地区	着手年度	完了年度	乙女浜	S62	H1	山路	H4	H6	栗見出在家	H7	H8	栗見新田	H9	H11	栗見新田	H10	H12	川南	H12	H14	阿弥陀堂	H14	H16予定	阿弥陀堂	H15	H17予定	<table border="1"> <tr><th colspan="3">地籍調査実施状況</th></tr> <tr><th>実施地区</th><th>着手年度</th><th>完了年度</th></tr> <tr><td>大塚地区</td><td>S53</td><td>-</td></tr> <tr><td>東大塚・市子</td><td>S54</td><td>-</td></tr> <tr><td>川原地区</td><td>S55</td><td>-</td></tr> <tr><td>畑田・稲垂地区</td><td>S56</td><td>-</td></tr> <tr><td>畑田・稲垂地区</td><td>S57</td><td>稲垂・H6</td></tr> <tr><td>横山地区</td><td>S59</td><td>H9</td></tr> </table> <p>進捗率 32.4% (ほ場整備含む)</p>	地籍調査実施状況			実施地区	着手年度	完了年度	大塚地区	S53	-	東大塚・市子	S54	-	川原地区	S55	-	畑田・稲垂地区	S56	-	畑田・稲垂地区	S57	稲垂・H6	横山地区	S59	H9
地籍調査実施状況																																																																																							
実施地区	着手年度	完了年度																																																																																					
曾根地区	S59	H06																																																																																					
平尾地区	S60																																																																																						
大萩地区	S61	H01																																																																																					
園地区	S62	H08																																																																																					
北坂地区	H02	H16																																																																																					
上岸本地区	H07	H11																																																																																					
市ヶ原地区	H12	H14																																																																																					
上山地区	H16	H20予定																																																																																					
地籍調査実施状況																																																																																							
実施地区	着手年度	完了年度																																																																																					
乙女浜	S62	H1																																																																																					
山路	H4	H6																																																																																					
栗見出在家	H7	H8																																																																																					
栗見新田	H9	H11																																																																																					
栗見新田	H10	H12																																																																																					
川南	H12	H14																																																																																					
阿弥陀堂	H14	H16予定																																																																																					
阿弥陀堂	H15	H17予定																																																																																					
地籍調査実施状況																																																																																							
実施地区	着手年度	完了年度																																																																																					
大塚地区	S53	-																																																																																					
東大塚・市子	S54	-																																																																																					
川原地区	S55	-																																																																																					
畑田・稲垂地区	S56	-																																																																																					
畑田・稲垂地区	S57	稲垂・H6																																																																																					
横山地区	S59	H9																																																																																					

【説明】  
都市計画審議会  
都市計画法第77条の2の規定に基づき設置される審議会。都市計画法によりその権限に属させられた事項及び市町長の諮問に応じ都市計画に関する事項について調査審議する。

【説明】  
地籍調査  
国土調査法に基づき、一筆ごとの土地の所有者・地番・地目を調査し、境界の位置と面積を精度の高い測量技術で測量した後、法務局での登記を完了させる。  
地籍調査の結果は、土地所有に関する権利保全と境界の明確化・災害の復旧の効率化、土地トラブルの未然防止・不公平課税の是正などに活用される。